

3・4月の臨時開庁日

3月18日・25日、4月1日いずれも土曜日は、住民異動届などの手続きができます。

担当 戸籍住民課 ☎046(252)8083

☎046(252)3550

春は進学や就職、転勤などにより住所変更などの届け出を必要とする機会が多くなる季節です。市では窓口の混雑緩和などのため、年間を通して土曜開庁を行っている第2・第4土曜日

の他に一部窓口を臨時開庁し、住民異動の手続きや異動に伴う国民健康保険の手続きの他、各種証明書の発行などの業務を実施します。

なお、届け出の内容によっては、他市区町村への確認が必要のため、翌開庁日以降の処理になる場合があります。また、窓口が混雑

※印鑑登録証(市民カード)、マイナンバーカード(個人番号カード)は当日交付できない場合があります。詳しくは担当へお問い合わせください。

※出張所では受け付けできませんのでご注意ください。

※介護保険課では、4月1日(土)のみ手続きができます。

臨時開庁日にできる手続き

戸籍住民課 ☎046(252)8083	住民異動届、戸籍届出の受け付け、証明書の発行、国民年金加入者の住所変更、転入学手続き、水道の開始・休止の手続き、印鑑登録、マイナンバーカードの交付など
子ども育成課 ☎046(252)7201	児童手当受給者の住所変更、児童ホームの入所申込など
保育課 ☎046(252)7202	保育所の入所申込など
医療課 ☎046(252)7213	小児・障害者医療受給者・後期高齢者医療制度被保険者の住所変更など
介護保険課 ☎046(252)7719	介護保険対象者の住所変更など
健康づくり課 ☎046(252)7225	母子健康手帳・妊婦健診費用補助券の交付の手続き、出生連絡票の提出
国保年金課 ☎046(252)7003	国民健康保険対象者の住所変更など
障がい福祉課 ☎046(252)7978	タクシー・ガソリン・バス券などの交付手続き、障害者手帳の住所変更など

※介護保険課は臨時開庁日のみ手続きができます。通常の第2・第4土曜日の開庁日は手続きできませんのでご注意ください。

確定申告の期限が近づいています

担当 市民税課 ☎046(252)8083

☎046(252)3550

平成28年分の確定申告の申告書は、次の申告期限までに提出してください。

○申告期限 ▼所得税、復興特別所得税、贈与税
3月15日(水) ▼個人事業者の消費税、地方消費税
税 3月31日(金)
※申告期限後に提出すると、加算税や延滞税が課される場合があります。

申告書の提出は郵送などでお早めに
申告書を郵送などで提出する方は、差出人(申告する方)の住所・氏名を必ず封筒に記入してください。

なお、控えに税務署の受付印が必要な場合はボールペンで記入した控えと所要額の切手を貼った返信用封筒を同封してください。

また、平成28年分の確定申告の納期および振替日は次の通りです。新規に振替納税を希望する場合は納期限までに「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を大和税務署に提出してください。

バイク・軽自動車などの廃車手続きは3月中旬に

担当 市民税課 ☎046(252)8004

☎046(252)3550

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に課税します。次の車種を登録しており、廃棄・譲渡・盗難などで現在は所有していない方や3月中旬に転出する方は、3月31日(金)までに廃車の手続きをしてください。

○車種・提出先
①原動機付自転車(排気量125cc以下)、小型特殊自動車(農作業車、フォークリフトなど) 市民税課 ☎046(252)8004
②二輪の軽自動車(排気量125cc超250cc以下) 県軽自動車協会相模支所(愛甲郡愛川町中津字桜台4071-33) ☎046(285)188

③二輪の小型自動車(排気量250cc超) 川運輸支局相模自動車検査登録事務所(愛甲郡愛川町中津字桜台7181) ☎050(5540)2037
④三・四輪の軽自動車(排気量660cc以下) 軽自動車検査協会神奈川事務所相模支所(愛甲郡愛川町中津字桜台4071-5) ☎050(3816)3120

○持ち物 ①ナンバープレート、標識交付証明書、印②③④提出先へ確認



国民健康保険の加入・脱退手続きを忘れずに

国民健康保険は、職場の健康保険加入者、後期高齢者医療制度の加入者、生活保護を受けている方、在留期間が3カ月以下の外国人などを除き、全ての人に加入が義務付けられています。

加入の必要がない方を除き、現在、市内に住所がある方で国民健康保険に加入していない方は、市役所1階国保年金課で加入手続きを行ってください。

手続きには、職場の健康保険の資格喪失証明書や退職証明書などが必要です。

また、国民健康保険に加入していた方が、職場の健康保険に入るなどしたときには、加入先の被保険者証を持参の上、必ず国民健康保険の脱退手続きを行ってください。

なお、国民健康保険の加入日は、加入の届け出をした日ではなく、加入要件を満たした日になるため、その日付までさかのぼって国民健康保険税が課税されます。

国民健康保険の脱退手続きが遅れると、社会保険の保険料と国民健康保険税を重複して支払うことになってしまいますので、お早めに手続きを行ってください。

担当 国保年金課 ☎046(252)7003 ☎046(252)7043

広告



スポーツ安全保険

スポーツ安全協会 神奈川県支部 ((公財)神奈川県体育協会内)
〒221-0855 横浜市神奈川区三ツ沢西町3-1 県立スポーツ会館 TEL045-311-0653(代表)

保険の詳細内容、資料の請求は、ホームページをご覧ください。

<http://www.sportsanzen.org> ●資料請求は、インターネットより受付けております。



スポーツ安全協会 検索
インターネットからも加入受付を行っております。詳しくは、ホームページをご覧ください。

携帯電話から資料請求ができます。